

## 豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」を使用する場合の取り扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して豊岡市社会福祉協議会理事長(以下、「理事長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、豊岡市社会福祉協議会が使用する場合は、この限りではない。

(使用承認)

第3条 理事長は、前条に規定する申請があった場合は、その使用目的および使用方法が適当であり、広く豊岡市社会福祉協議会の施策が啓発できると認められる場合にキャラクターの使用を承認するものとする。

2 前項の承認は、豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」使用(変更)承認書(様式第2号)により行うものとする。

(商用での使用)

第4条 キャラクターを商用で使用する者(以下、「商用使用者」という。)は、その自発的意思に基づきキャラクターの使用により得た利益の一部を豊岡市社会福祉協議会善意銀行へ寄附するものとする。

2 前項の規定に疑義がある場合は、理事長と商用使用者の双方の協議により決定するものとする。

(使用上の遵守事項)

第5条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認書の内容により適正に使用すること。
- (2) 理事長の指示する条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、その権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- (4) キャラクターの色、形等を正しく使用すること。
- (5) キャラクターを使用する物品等には、「あいさつ運動キャラクター あいちゃん」の表記を付すること。ただし、スペース等の関係でこの表記が難しい場合には、理事長と協議して定める。
- (6) キャラクターを使用する物品等が完成した際は、速やかにその物品等を提出すること。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用承認の変更申請)

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」使用変更承認申請書(様式第3号)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」使用(変更)承認書(様式第2号)により行うものとする。

(承認の取り消し)

第7条 理事長は、キャラクターの使用がこの要綱の規定に違反している場合、または承認した内容と実際の使用内容が異なる場合には、当該キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取り消しは、豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」使用承認取消書(様式第4号)により行うものとする。

3 前2項の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合において、使用承認を受けた者に損害が生じても、豊岡市社会福祉協議会はその責を負わない。

(着ぐるみの使用)

第8条 豊岡市社会福祉協議会あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」の着ぐるみを使用しようとするものは、「あいちゃん」着ぐるみ使用申込書(様式第5号)に必要事項を記入して豊岡市社会福祉協議会に提出し、許可を受けるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月4日より施行する。